

昭和五十年法律第六十一号
私立学校振興助成法

(目的)

この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

第四条 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第二条第三項に規定する学校をいう。

第五条 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図ることをもとに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助) 第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができます。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第五条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第一項

の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
- 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合
- 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めることは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していな学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第七条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第八条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国との補助)

第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十一条 国又は地方公共団体は、学校法人に対する弁明の機会の付与に付与することができる旨並びに当該弁明のため出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に對して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に關し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に關し報告を徵し、又は当該職員に当該学校法人の關係者に對し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に對して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聽かなければならぬ。

六 第三項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

七 前条第二号の規定による是正命令については、審査請求をすることはできない。

八 第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする役員に對して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聽かなければならぬ。

九 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(書類の作成等)

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、收支予算書を所轄庁に届け出なければならぬ。

2 是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聽かなければならぬ。

2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知

において、所轄庁による弁明の機会の付与に付与することができる旨並びに当該弁明のため出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

5 行政手続法第十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第三項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第十二条の二第一項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

7 前条第二号の規定による是正命令については、審査請求をすることはできない。

8 第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする役員に對して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聽かなければならぬ。

9 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(書類の作成等)

前項の場合においては、第一項の書類につい

前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(税制上の優遇措置)

の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等が必要な兌利上的情量と尋ねておられるの

必要な税制上の措置を講するよう努めるものとする。

(酒井松源人への贈月)
第十六条 第三条、第十条及び第十二条から第十四
三条までの規定は、私立学校法第六十四条第四

三款の規定は、第三種被保險人に準用する。

第十七条 第十二条（第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項（第十六条

において準用する場合を含む。) 及び第二項(第十三条第二項及び第十六条において準用す

る場合を含む。)、第十三条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)並びに第十四条

第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附錄

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置）

第三編 第二章 第二節 第一項から第十二項に
ら第十五条までの規定中学校法人には、当分の
間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者（学

校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。) 及

び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的なまちづくりに関する法律）一部改正

の総合的な機関の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下二の項において「認定一二七も園法一都故正

法」という。附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する

第二項及 び第三項	第三項	第四条所 轄都道府県知事	第十四条所 轄都道府県知事	第三項
号 第十二条第一 分列記以外の部	第十二条各号 所轄庁	都道府県知事	都道府県知事	第三項
業務	当該幼保連携型認定こ ども園の経営に関する 事務	当該幼保連携型認定こ ども園を設置する社会福 祉法人に対する措置)	(幼保連携型認定こども園を設置する社会福 祉法人に対する措置)	第三項
6	第二項の規定により読み替えて適用される第 二十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十一 三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の 規定により都道府県が処理することとされてい る事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規 定する第一号法定受託事務とする。	第二項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。	前項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。	一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定に より助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚 園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する 会計を他の会計から区分し、特別の会計として 経理しなければならない。この場合において、 その会計年度については、私立学校法第四十九 条の規定を準用する。
5	学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第 一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定に より補助金の交付を受けるものは、当該交付を受 けることとなつた年度の翌年度の四月一日か ら起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚 園又は幼保連携型認定こども園が学校法人によ つて設置されるよう措置しなければならな い。	第二項の規定により読み替えて適用される第 二十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十一 三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の 規定により都道府県が処理することとされてい る事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規 定する第一号法定受託事務とする。	第二項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。	前項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。
4	第二項の規定により読み替えて適用される第 二十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十一 三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の 規定により都道府県が処理することとされてい る事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規 定する第一号法定受託事務とする。	第二項の規定により読み替えて適用される第 二十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十一 三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の 規定により都道府県が処理することとされてい る事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規 定する第一号法定受託事務とする。	第二項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。	前項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。
3	第二項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。	第二項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。	第二項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。	第二項の規定による特別の会計の経理に当たつ ては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支 出に充ててはならない。

3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十九条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時にわざれたるものとみなす。

<p>附 則 (昭和五七年八月三一日法律第八 六号)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附則第二条第六項の規定は、昭和五十七年三月三十一日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和六年九月一〇日法律第八 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成五年一一月一二日法律第八 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。</p> <p>(詰問等がされた不利益処分に関する絏過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續に相当する手続を執るべきことの詰問その他の求めがされた場合においては、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手續に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。</p> <p>(私立学校振興助成法の一部改正に伴う絏過措置)</p> <p>第五条 第八十三条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十三条の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る収容定員を超える入学又は入園に関して是正を命ずる措置の手續に関しては、第八十三条の規定による改正後の同法の規定にかかるらず、なお従前の例による。</p> <p>(聴聞に関する規定の整理に伴う絏過措置)</p> <p>第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものと除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な絏過措置は、政令で定める。</p>

(施行期日) 附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。	附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第二条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定 定 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る)に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定 (同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に 係る部分を除く)、並びに第四百七十二条の規定 (市町村の合併の特例に關する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 分を除く)、並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条(ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 (国等の事務)
(国等の事務)	(国等の事務) 第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務 (附則第一百六十一条において「国等の事務」という) は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。 (不服申立てに関する経過措置)

この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日